

## 関連する政府文書の記載

- AIと著作権に関する考え方について(令和6年3月15日 文化審議会著作権分科会法律制度小委員会)

本考え方では、著作権法において定める権利のうち、著作権(著作財産権)を中心に検討を行ったところ、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係(俳優・声優等の声を含んだ実演・レコード等の利用とAIとの関係等を含む)において検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、様々な技術の動向や、諸外国の著作権制度との調和、他の知的財産法制における議論の動向なども見据えつつ、議論を継続していくことが必要である。
- 知的財産推進計画2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて～(令和6年6月4日 知的財産戦略本部)
  - ・ 生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。  
(短期・中期)(経済産業省、文化庁、特許庁、法務省、消費者庁)

## 実演家の権利に関する著作権法の規定について

### ● 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号) 抄

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。)をいう。

四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五～二十五 略

2～9 略

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

## 生成AIによる声優を模した声の生成・利用の事例について

以下のような生成AIによる声優を模した声の生成・利用事例について、著作権法上の権利は及ぶか。

- 実演の録音そのものではないものの、特定の声優に似せた声をAIで生成し、既存の楽曲を歌わせる等した音源や動画を作成し、
  - 当該声優の氏名や肖像として広く認識されているもの(又はこれらと類似したもの)を使用し、当該声優が演じている音源や動画と混同を生じさせる表示をしている場合
  - 当該声優が演じるキャラクターの名称やイラストとして広く認識されているもの(又はこれらと類似したもの)を使用し、当該声優が演じている音源や動画と混同を生じさせる表示をしている場合
- 実演の録音そのものではないものの、特定の声優に似せた声をAIで生成し、既存の楽曲を歌わせる等した音源や動画を作成するが、特定の声優の氏名・肖像や当該声優が演じるキャラクター名及びそのイラストのいずれも用いない場合

※ 日本俳優連合からの情報提供に基づき作成